**取 引 基 本 契 約**

　○○○株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンス（以下、「乙」という。）とは、甲が乙に対して、米国ビザ関連業務を委託するにあたり、以下の通り基本契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

**第１条（目的）**

１．甲は、米国ビザ関連業務（以下、「本件業務」といい、別途第２条第１項に規定する。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２．本件業務の詳細は、別途締結する個別の契約（以下、「個別契約」という。）において定めるが、本契約は、本件業務に関する基本的事項を定めたものであり、個別契約全てに適用される。但し、個別契約において本契約と異なる事項を定めた場合、個別契約が本契約に優先するものとする。

３．本契約、個別契約の各条項における申請者（以下、「申請者」という。）とは、甲（甲の親会社、子会社、関連会社を含む。以下、本項で同じ。）が雇用する者、甲の指揮命令に従って甲の業務に従事する者、甲の代表者、取締役、監査役、執行役員、前記役職と同等の役職を有する者、その他、乙が特別に認めた者（以下、「指定者」という。）、又は前記いずれかの者の配偶者又は子供であって、米国ビザ申請を希望する者をいう。

４．前項の「指定者」とするか否かは、乙の裁量により決定され、甲がこれを希望する場合、甲は、指定を求める者の氏名、同人と甲との関係を乙に通知し、乙の承諾を得るものとする。

**第２条（本件業務の内容等）**

１．甲が乙に対して委託する本件業務は、以下の通りとする。

（１）米国ビザ申請のサポート（以下、「ビザ申請サポート業務」という。）

①　米国ビザに関する情報の提供

　　②　米国ビザ申請書類の作成

③　米国ビザ申請に関する面接予約・米国ビザ申請料金の振込・申請書類の提出・米国ビザの受領、確認等の手続の代行（但し、申請する本人が直接行わなければならない手続は除く。）

（２）米国出張ガイドラインの作成（以下、「ガイドライン作成業務」という。）

（３）上記（１）乃至（２）に付随する助言

２．甲は、指定者を申請者とする場合、指定者の行為につき全ての責任を負うものとし、乙と指定者又は指定者の所属する会社との間で本件業務に関連する問題が発生した場合、その仲介にあたるものとする。

**第３条（業務委託料等）**

１．甲は、乙に対して、本件業務の対価として、別途合意する業務委託料（以下、「業務委託料」という。）を支払う。

２．ビザ申請サポート業務においては、甲は、乙に対して、業務委託料とは別に、米国ビザ申請料、大使館配送料金、その他米国ビザ申請に必要となる諸費用（以下、業務委託料と諸費用とを併せて、「業務委託料等」という。）を支払う。

３．ガイドライン作成業務においては、業務委託料とは別に諸費用の発生が見込まれる場合、乙は、甲に対して事前に通知し、個別契約でその内容、金額及び支払方法等を別途定める。

**第４条（個別契約）**

１．個別契約では、以下の事項を定めるものとする。

（１）ビザ申請サポート業務

申請者名、取得を希望するビザの種類、業務委託料、諸費用（外貨建のものは外貨で表示）、業務遂行期間、その他個別の取引を履行するために必要な事項

（２）ガイドライン作成業務

成果物の内容、納期、業務委託料、その他個別の取引を履行するために必要な事項

２．個別契約締結に際して、乙は、甲に対して、業務委託料等を記載した見積書を提示すると共に、受託予定内容を記載した書面を提示する。

３．甲が前項の書面内容を検討の上、乙に委託することを決定した場合、甲は、乙が指定する所定の書面（以下、「委託書」という。）を乙に提出し、乙がこれを承諾した時点で個別契約が成立する。なお、乙は、委託書を受領した日から５営業日以内にその諾否を甲に通知するものとし、５営業日以内に通知しない場合、承諾したものとみなす。

４．前項の委託書の提出と承諾については、電子メール等の電磁的方法、乙の保有するシステム内の通信機能により行うことができるものとする。

**第５条（個別契約の変更）**

個別契約成立後、甲乙いずれかにその個別契約内容を変更する必要が生じた場合は、甲乙間で協議し、その合意内容にて当該個別契約を変更できるものとする。

**第６条（業務委託料等の支払方法）**

１．本件業務に関する請求書の発行時期は、以下の通りとする。

（１）ビザ申請サポート業務

甲が支払うべき業務委託料等が確定した以後

（２）ガイドライン作成業務

成果物の納入以後

２．甲は、前項の請求書を受領した日の属する月の翌月末日（甲乙間で支払時期を別途合意した場合にはその日）までに乙が指定する銀行口座に振込送金して支払うものとする。前記銀行口座への振込手数料は、甲が負担するものとする。

３．諸費用の払い込みが先行する場合、乙は、甲に対して事前に通知の上、別途請求書を発行し、甲は、当該請求書記載の日までに支払うものとする。

４．乙が外貨で立替払した諸費用を甲に円貨で請求する場合、その為替レートは、乙の請求書発行日のみずほ銀行もしくは甲乙別途合意した都市銀行のＴＴＭレートとする。また、個別契約締結後に米国大使館の事情により、諸費用の金額が改定された場合には改定後の金額が適用され、新たに諸費用が設定された場合には甲がその費用を負担するものとする。

**第７条（ビザ申請サポート業務）**

１．甲は、個々の申請に際して、申請者に対して、「申請者利用案内」（以下、「利用案内」という。）を提示し、申請者から利用案内に記載されている事項について同意が得られた時点から、個々の申請業務を開始する。

２．甲は、乙より、ビザ申請サポート業務遂行の目的で、甲若しくは申請者の所属する会社の事業に関する情報、申請者に関する情報その他必要な情報を求められた場合、遅滞なく該当する情報を提供する。

３．乙は、善良なる管理者の注意をもって、適切かつ妥当な方法によりビザ申請サポート業務を遂行するものとし、進捗状況について甲から報告を求められた場合、遅滞なく現状を報告しなければならない。

４．乙は、申請結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

５．ビザ申請サポート業務は、申請者に対して米国ビザを取得できることまでを保証するものではないため、米国ビザ取得ができなかった場合、又は、ビザ有効期限等が当初想定していたものと異なった場合でも業務委託料は減額されず、また、これにより甲に損害が生じた場合であっても、乙は何らの責任を負わないものとする。但し、当該原因が乙の故意又は重過失による場合はこの限りでない。

６．米国ビザを取得することができず、又、ビザ有効期限等が当初想定していたものと異なっていたことから、甲が乙に対して改めてビザ申請サポートを依頼する場合には、当該業務委託料については別途協議するものとする。

**第８条（ガイドライン作成業務）**

１．甲は、乙より、ガイドライン作成業務遂行の目的で必要な情報を求められた場合、遅滞なく該当する情報を提供するものとする。

２．乙は、個別契約で定める成果物を納期までに作成して納品するものとし、進捗状況について甲から報告を求められた場合、遅滞なく現状を報告しなければならない。

３．甲は、成果物の納品日から１０営業日以内に成果物が甲乙間で別途合意した仕様に合致しているか否か検査し、その合否を乙に通知する。甲が上記通知から１０営業日を経過しても、乙に対して検査結果につき連絡がない場合には、検査に合格したものとみなす。

４．検査の結果、仕様に合致せず修正又は追加等（以下、「修正等」という。）する必要がある場合、甲は、乙に対して具体的な修正等の内容を指示し、乙は、当該指示に従って修正等し、以後の対応については前項に従うものとする。

５．成果物の所有権は、第３項の検査に合格した時点で乙から甲へ移転する。

６．成果物に関する著作権（著作権法第２７条、２８条の権利を含む。）は乙に帰属するものとするが、乙は、甲が当該成果物を自己（グループ会社も含む。）のために利用・使用することにつき何ら異議を述べず、著作者人格権を行使しない。

**第９条（秘密保持）**

１．甲及び乙は、本契約期間中、本契約及び個別契約の履行において開示された相手方の情報であって、秘密である旨の表示がなされているもの（以下、「秘密情報」という。）について、本契約及び個別契約の目的のみに使用し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者（第１１条の再委託先は除く。）にこれらを開示、漏洩してはならない。但し、開示された情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（１）開示を受けたときに、既に公知であったことを証明し得る情報

（２）開示を受けたときに、既に自己が所有していたことを証明し得る情報

（３）開示を受けた後に、自己の責めに帰し得ない事由により公知となったことを証明し得る情報

（４）開示を受けた後に、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明し得る情報

（５）開示の前後を問わず、独自に開発したことを証明し得る情報

２．甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報を法令に基づき官公庁等から開示を強制された場合、又は紛争が発生した際に裁判所、弁護士その他の紛争解決機関に提示する場合、当該官公庁等に対し開示の必要がある最低限の秘密情報に限り、開示できるものとする。但し、この場合、官公庁等に対する開示に先立って、法令に抵触しない限り、開示者と協議の上、適切な秘密保持の措置を講じなければならない。

３．秘密情報が口頭又は一時的な視覚的手段を用いて開示される場合は、情報開示者は開示後７日以内に開示の場所、日時、開示を受けた従業員・役員名、及び開示された秘密情報の内容を書面にし、かつ、当該書面において明確に秘密である旨の表示をするものとする。

４．甲及び乙は、本契約が終了し、秘密情報が本件業務遂行上不要となったとき又は相手方からの要請があったときは、遅滞なく返還又は相手方の指示に従うものとする。

**第１０条（個人情報の取扱い）**

１．乙は、甲、申請者又は申請者の所属する会社から提供を受けた申請者の個人に関する情報であって、個人情報の保護に関する法律第２条第１項に該当する情報（以下、「個人情報」という。）を、本契約及び個別契約の目的のみに使用し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者（第１１条の再委託先は除く。）にこれらを開示し、漏洩し、また使用させてはならない。

２．乙は、本契約及び個別契約の履行の目的以外で、保管中の個人情報にアクセスし、又は閲覧、複写、持ち出しすることができないように、個人情報の保護に関する法律等に則して、個人情報を厳正に取得・利用・保管・管理する。

**第１１条（再委託）**

１．乙は、乙の責任において、本件業務の全部又は一部を別紙記載の第三者（以下、「再委託先」という。）に再委託することができるものとする。

２．甲は、本契約の締結をもって、乙が本件業務の全部又は一部を前項の再委託先に再委託することを事前承諾したものとする。

３．第１項の規定により、乙が再委託する場合、乙は、当該再委託先に対し、本契約、個別契約、利用案内において乙が負担する義務と同等の義務を負わせるものとし、これを監督するものとする。

４．乙が別紙記載の再委託先の変更を希望する場合、乙は、新たな再委託先を記載したリストを甲に別途提示（乙のシステム内での提示も含む。）するものとし、個別契約履行開始までに甲から異義が申し立てられない場合、甲は、当該再委託先の変更を承諾したものとみなす。

**第１２条（不可抗力）**

天災事変、法令・規則・命令の制定・改廃・発令その他の政府による行為、米国の状況変化その他乙の責めに帰すことができない不可抗力により、本件業務が履行不能となった場合、甲及び乙は、本契約又は個別契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。この場合の対応について甲乙別途協議の上決定するものとするが、個別契約の全部又は一部解約する場合、当該業務に係る業務委託料等は、次条２項及び３項の規定の趣旨に準ずる形で乙の履行の割合に応じて精算するものとする。

**第１３条（一方的解約）**

１．乙は、ビザ申請サポート業務に関して、以下に該当することが判明した場合、本契約及び個別契約の全部又は一部を一方的に解約することができる。この場合、乙は、発生済みの業務委託料等を請求する権利を失わず、既に業務委託料等を受領している場合、返還する義務を負わない。

（１）甲、申請者の所属する会社又は申請者が実在しない法人又は個人であった場合

（２）甲、申請者の所属する会社又は申請者から提供された情報に虚偽の記載が含まれていた場合

（３）甲、申請者の所属する会社又は申請者に対して、本件業務遂行のために必要な情報の提供を求め、相当の期間を定めて催告したにも関わらず、その履行がなされない場合

（４）その他、申請者が利用案内に違反する行為を行った場合

（５）過去に申請者が申請者利用案内に違反する行為、不正利用したことがあることが発覚した場合

２．甲は、ビザ申請サポート業務に関して、以下に定めるキャンセル料及び発生済みの諸費用を支払うことを条件に個別契約の全部又は一部を一方的に解約することができる。

（１）申請書類を作成するために申請者及び甲から提供される情報を乙が受領する前

キャンセル料：なし

（２）乙が情報を受領後、翻訳済みのサポートレターが申請者に閲覧可能となる日前（Ｅビザ新規申請の場合は、翻訳前のサポートレタードラフトが申請者に閲覧可能となる日前）

キャンセル料：業務委託料の３割

（３）翻訳済みのサポートレターが申請者に閲覧可能な状態となった日以後（Ｅビザ新規申請の場合は、翻訳前のサポートレタードラフトが申請者に閲覧可能な状態となった日以後）

キャンセル料：業務委託料の全額

３．甲は、ガイドライン作成業務に関して、以下に定めるキャンセル料及び発生済みの諸費用を支払うことを条件に個別契約の全部又は一部を一方的に解約することができる。

（１）ガイドラインのドラフト作成着手前まで

キャンセル料：業務委託料の３割

（２）ガイドラインのドラフト受領前まで

キャンセル料：業務委託料の７割

（３）ガイドラインのドラフトの甲による受領後

キャンセル料：業務委託料の全額

**第１４条（契約の解除）**

１．甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの催告を要せず直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（１）本契約又は個別契約の一に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されない場合

（２）支払停止又は支払不能に陥った場合

（３）自ら振り出した手形又は小切手の不渡りを出した場合

（４）差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合

（５）破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てを受け、又はなした場合もしくは特定調停の申立てをなした場合

（６）解散、営業の全部又は重要な部分の譲渡決議をなした場合

（７）営業を廃止した場合

（８）監督官庁より営業停止命令を受け、又は営業に必要な許認可の取消処分を受けた場合

２．甲又は乙が前項の各号の一に該当する場合、当該当事者は相手方に対して本契約及び個別契約から生じる債務の履行について一切の期限の利益を喪失するものとし、直ちにその債務の全額を一括して弁済するものとする。

３．第１項による本契約及び個別契約の解除により解除した当事者が損害を被った場合、当該当事者は相手方に対し損害賠償の請求をすることができる。

**第１５条（有効期間）**

１．本契約の有効期間は、本契約締結日から１年間とする。但し、期間満了の１か月前までに甲又は乙により本契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、本契約は更に１年間更新され、以後も同様とする。

２．契約終了時において未履行の個別契約が存在する場合、当該個別契約については本契約が適用されるものとする。

**第１６条（存続条項）**

本契約が有効期間満了又は解除により終了した場合であっても、第９条の規定は、その後３年間依然として有効に存続するものとし、第７条第５項、第８条第６項、第１０条、第１４条第３項、第１５条第２項、本条、第１７条第３項、第１８条及び第１９条の規定については、本契約終了後もなお有効に存続する。

**第１７条（反社会的勢力の排除）**

１．甲及び乙は、現在又は将来にわたって、暴力団（暴力団関係企業を含む。）、暴力団員（準構成員を含む。）、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）、反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、反社会的勢力と併せて、「反社会的勢力等」という。）のいずれにも該当しないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないこと、を表明しこれを保証する。

（１）反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（２）反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（３）反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係を有すること

（４）その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明しこれを保証する。

（１）暴力的な要求行為

（２）不当要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説流布、偽計又は威力を用い相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３．甲及び乙は、相手方が本条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また、自己の債務の履行提供をせずに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができ、被った損害の賠償を請求することができる。なお、解除当事者は当該解除により相手方が受けた損害に対し、何らの損害賠償責任を負わない。

**第１８条（裁判管轄・準拠法）**

１．本契約及び個別契約から生じる一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

２．本契約及び個別契約に関する準拠法は日本国法とする。

**第１９条（協議解決）**

本契約及び個別契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙双方で誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。但し、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

西暦　　　　　年　　　　月　　　　日

甲：

乙： 東京都千代田区九段南一丁目6番5号

 　　 九段会館テラス1F

 株式会社グリーンフィールド・

 オーバーシーズ・アシスタンス

 代表取締役　　　渡邊　究

なお、上記甲欄及び乙欄に記載の者（以下、「代表者等」という。）以外の者（以下、「本署名者」という。）が電子署名する場合、本署名者は、甲・乙の代表者等から、本契約締結権限を委譲され又は本契約締結の代理署名権限を与えられた者であることを表明・保証し、甲及び乙の代表者等に代わって電子署名する。

○○○○　株式会社

　　　　　　本契約の電子署名者

株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンス

本契約の電子署名者